

富山地方最低賃金審議会
令和5年度第1回一般機械・自動車部品製造業最低賃金専門部会 議事録

1. 日 時

令和5年10月12日（木） 13：30～16：10

2. 場 所

富山労働総合庁舎 3階小会議室 301

3. 出席者

公益代表委員	両角委員、堀岡委員、長尾委員
労働者代表委員	黒川委員、五十嵐委員、林 委員
使用者代表委員	寺山委員、畑 委員、筒井委員
事務局	福永労働基準部長、山越賃金室長、河合賃金室長補佐

4. 議事次第

- (1) 専門部会長及び同代理の選出について
- (2) 専門部会運営規程について
- (3) 特定最低賃金審議運営事項について
- (4) 専門部会の審議日程について
- (5) 労働経済等関係指標について
- (6) 最低賃金に関する基礎調査結果について
- (7) 最低賃金に関する労使協定締結状況について
- (8) 参考人の意見表明について
- (9) 労使各側の基本的主張について
- (10) 金額等審議
- (11) その他

5. 資料

別添のとおり

6. 議事内容

[河合賃金室長補佐] 定刻となりましたので、ただ今から、令和5年度第1回一般機械・自動車部品製造業最低賃金専門部会を開催させていただきます。

部会長が選出されるまで進行を務めさせていただきます、富山労働局賃金室の河合です。よろしくお願ひします。

本日は委員の皆様全員に御出席いただいております。よって、定足数を満たしており、本会議が有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

今年度初回の会議でございますので、開会にあたりまして富山労働局労働基準部長の福永から御挨拶申し上げます。

[福永労働基準部長] 日頃より、労働行政の推進に格別の御理解と御協力を賜っております

ことに、厚く御礼申し上げます。

また、本日は、第1回一般機械・自動車部品製造業最低賃金専門部会を開催いたしましたところ、御多忙の中、委員の皆様におかれましては御出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、今年度の特定最低賃金の審議につきましては、改正の申出がありました3件の最低賃金すべてについて、8月23日に開催されました第5回富山地方最低賃金審議会において改正決定の必要性を認めるとの答申を頂き、同日付けで富山労働局長から改正決定に係る諮問をさせていただいたところでございます。

これを受け、本審議会におきましては、特定最低賃金ごとに専門部会を設置し、改正決定に係る調査審議を行っていただくこととなります。

委員の皆様におかれましては、関係労使のイニシアティブにより設定されるという特定最低賃金の性格を御理解いただき、全会一致による決議に御配意の上、十分な御審議を賜りますようお願い申し上げます。

[河合賃金室長補佐] 議事に入ります前に、委員を御紹介させていただきます。資料No.1として委員名簿をお配りしておりますので、名簿の順に御紹介させていただきます。

まず、公益代表委員を御紹介します。

両角委員です。富山大学 経済学部 経済学科 教授でいらっしゃいます。

堀岡委員です。和み法律事務所 弁護士でいらっしゃいます。

長尾委員です。富山国際大学 名誉教授でいらっしゃいます。

次に、労働者代表委員を御紹介します。

黒川委員です。JAM北陸 副書記長 でいらっしゃいます。

五十嵐委員は不二越労働組合 中央執行副委員長でいらっしゃいます。

林委員です。田中精密労働組合 中央執行委員長でいらっしゃいます。

続いて、使用者側代表委員を御紹介します。

寺山委員です。一般社団法人富山県経営者協会 専務理事でいらっしゃいます。

畑委員です。株式会社不二越 富山人事部長でいらっしゃいます。

筒井委員です。コマツNTC株式会社 執行役員 総務部長でいらっしゃいます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、会議次第にしたがいまして、議事1の専門部会長と同代理の選出をお願いしたいと存じます。

専門部会長等の選出につきましては、最低賃金法第24条及び第25条に基づき、公益委員のうちから委員の選挙により決定することとなっておりますが、当審議会におきましては、慣例により、労使各側委員の代表の話し合いによって決定しておりますので、今回も同様の方法により決定していただきたいと思います。

あらかじめ労使で調整済みと伺っておりますので、労使いずれかの側から発表していただきたいと思います。

[黒川委員] 労働者側の黒川ですが、私の方から発表させていただきます。部会長を両角委員に、部会長代理を堀岡委員をお願いしたいと思います。

[河合賃金室長補佐] 部会長に両角委員、部会長代理に堀岡委員とのことですが、御異議はございませんでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[河合賃金室長補佐] 御異議がないようですので、部会長は両角委員、部会長代理は堀岡委員と決定されました。それでは、今後の議事進行を両角部会長にお願いします。

[両角部会長] ただ今、部会長に選出されました両角でございます。

部会の運営に当たりましては、全会一致となりますよう努めてまいりたいと考えております。精一杯務めさせていただきますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議事を進めさせていただきます。

今年度の特定最低賃金の審議につきましては、8月23日に富山労働局長から3件の特定最低賃金について改正決定の諮問があり、当審議会では、その3件について、それぞれ専門部会を設置して審議することとなっております。

改正決定に関する諮問文は、資料No.2として写しが添付されておりますので、御確認いただきたいと存じます。

次に、議事2の「専門部会運営規程について」ですが、事務局から説明してください。

[河合賃金室長補佐] 資料No.3として、当専門部会に係る運営規程（案）をお配りしております。皆さま、御一読いただきますようお願いいたします。

なお、内容につきましては、昨年と変更はございません。以上です。

[両角部会長] 今ほどの運営規程（案）について、御意見や御質問はありますか。

[労使各側委員] ありません。

[両角部会長] 御意見・御質問がないようですので、運営規程につきましては原案どおりといたします。

ここで、ただ今採決された運営規程に基づき、当専門部会の公開について、部会長としての判断をお話いたします。

本年度の当専門部会については、公労使三者が集まって議論を行う全体での審議に関しましては、公開したいと思います。

一方、公労、公使といった二者での個別での審議に関しましては、運営規程第5条に定める「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」等に該当すると考えられますので、当規程に基づき、非公開としたいと思います。よろしいでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[両角部会長] それでは、令和5年度一般機械・自動車部品製造業最低賃金専門部会について、公労使三者が集まって議論を行う全体での審議は公開、公労・公使といった二者での個別の審議については非公開といたします。

続きまして、議事3の「特定最低賃金審議運営事項について」ですが、これにつきましては、去る8月23日開催の第5回本審において既に決定されておりますので、本日の専門部会に伝達させていただきます。

この「特定最低賃金審議運営事項」について、事務局から説明してください。

[山越賃金室長] それでは、特定最低賃金審議運営事項につきまして、その要点のみ御説明させていただきます。お手元の資料No.4を御覧ください。

特定最低賃金の改正決定に係る審議の場合につきましては、3の(2)に記載のとおり、「専門部会が全会一致で議決した場合に限り最低賃金審議会令第6条第5項の規定を適用し、専門部会の決議をもって富山地方最低賃金審議会の決議とする」とされておりますので、専門部会において全会一致で決議されれば、その決議が審議会の決議となります。

なお、全会一致でない場合は、再度本審で審議していただくこととなります。

[両角部会長] 当専門部会は、先ほど決定いたしました「運営規程」及び今ほど説明のあった「審議運営事項」に基づいて運営・審議してまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に、議事4の「専門部会の審議日程について」ですが、事務局から説明してください。

[山越賃金室長] 令和5年度の一般機械・自動車部品製造業専門部会の審議日程について説明させていただきます。資料No.5を御覧ください。

本日は第1回目の部会で、この後、事務局から労働経済等関係指標及び最低賃金に関する基礎調査結果等について御説明させていただき予定としております。

その後、労使各側の基本的主張、金額等審議と進めていただきたいと思います。

第2回は10月20日(金)午後1時30分から富山労働総合庁舎5階大会議室で、第3回は10月27日(金)午後1時30分から同じく富山労働総合庁舎5階大会議室で、それぞれ開催させていただきたいと考えております。

予備日は、委員の皆様の御都合の関係上、現在のところ「未定」としております。必要となりましたら、改めて調整させていただきたいと存じます。

なお、審議日程(案)の下の方に記述がありますとおり、途中で結審した場合は次回以降開催の必要はございません。

また、先ほど「審議運営事項」について御説明申し上げましたが、特定最低賃金の改正決定に係る審議につきましては、専門部会において全会一致で議決された場合、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、専門部会の決議をもって本審の決議となりますので、その場で、審議会長名で御答申を頂くこととなります。

全会一致での結審に向け、何とぞ御理解を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、今後審議日程の変更等が必要となりましたら、専門部会において調整をお願いいたします。

審議日程の説明につきましては、以上です。

[両角部会長] 今ほどの審議日程（案）について、御意見や御質問等はありませんでしょうか。

[労使各側委員] ありません。

[両角部会長] 御意見・御質問がないようですので、審議日程につきましては原案どおりといたします。御協力をよろしくお願いいたします。

次に、議事5の「労働経済等関係指標」、議事6の「最低賃金に関する基礎調査結果」及び議事7の「最低賃金に関する労使協定締結状況」について、事務局から説明してください。

[河合賃金室長補佐] 労働経済等関係指標につきまして、資料No.6として資料を配付させていただきますので、簡単に御説明いたします。

この資料は、表紙裏面の目次の内容について経年的にグラフや表で示したもので、毎年事務局から提出している資料です。資料の出所は最終ページに記載のとおりです。時間の関係もありますので、各ページの説明は省略させていただき、要点のみ御説明させていただきます。

まず、「生産」についてです。1ページに、代表的な指標である鉱工業生産指数の推移を掲載しておりますが、全国・富山県とも令和4年は前年と比してわずかに減少傾向でございましたが、令和5年に入り上昇傾向に転じています。

次に、「国内需要」についてです。3ページから6ページまでに、百貨店等販売額、新車新規登録台数、住宅建設及び投資関連の指標を載せております。百貨店等販売額、新車新規登録台数、投資関連はいずれも増加・回復傾向ですが、住宅建設はマイナス傾向となっています。

続きまして、「物価・生計費」についてです。7ページに、消費者物価指数の推移を掲載しております。令和5年に入り右肩上がりの状況です。9ページには、標準生計費について掲載しております。富山市の数値に増減が見られますが、＜参考＞に記述のとおり、住宅関係費や雑費Ⅱの増減が主な要因と見られます。

「貿易等」は飛ばしまして、「雇用」について御説明いたします。13ページに景気動向指数の遅行指数とされている常用雇用指数の推移を、15ページに一致指数とされている所定外労働時間指数の推移を掲載しております。常用雇用指数は微増傾向、所定外労働時間指数は微減傾向を示しています。

16ページの全国・完全失業率は横ばいに推移しています。17ページの有効求人倍率は、全国・富山県とも微減傾向です。18ページの求人・求職状況のとおり、求人数と求職数に隔たりがあり、求人数は増加傾向、求職数は微減傾向となっています。

最後に「賃金」について御説明いたします。19ページの図6-1には事業所規模間の格差を、図6-2と次ページの図6-3には地域間の格差を記載しております。決まって支給する給与額の格差について、規模間、地域間いずれもわずかながら拡大傾向です。短時間女性労働者の1時間当たりの賃金額にかかる格差は、多少の改善傾向が認められます。

20ページの図6-4には県内の高校卒初任給を載せておりますが、令和4年は前年に比べ男性は上昇、女性は減少し、男女計で178,500円となっております。

簡単ですが、以上で説明を終わらせていただきます。

[山越賃金室長] 最低賃金に関する基礎調査結果について説明します。資料No.7を御覧ください。

この調査は、最低賃金審議会における金額等審議に資するため、全国統一の調査方法に基づき、県内の中小・小規模事業所の賃金実態を把握することを目的に毎年実施しているものです。製造業では、規模100人未満の事業所を対象としています。

調査対象の賃金は、毎年6月分の賃金で、賃金総額から、最低賃金の算定に当たって除外すべき賃金、具体的には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当の3手当と、時間外労働や休日労働等の所定外労働に対する賃金を除いた額を調べ、それを時間額に換算して集計しています。

調査対象事業所数及び調査実施事業所数は、2ページの表2に示しています。

特定最低賃金が適用される事業所については、表の下から6番目の「特定（産業別）最低賃金対象産業計」の行にあるとおり、調査対象数が475事業所、調査実施数が288事業所となっています。

このうち、「一般機械器具、自動車・同附属品製造業」は、下から4行目にあるとおり、調査対象数が74事業所、調査実施数が48事業所です。

調査結果については、4ページのとおり、産別適用除外者を除いて「総括表」として集計し、この「総括表」に基づき、3ページのとおり、令和元年度から令和5年度までの5年分の特性値の推移を表及びグラフに取りまとめています。

これらの賃金分布の特性値のうち、特に低賃金労働者層の賃金実態をより反映している数値として、第1・20分位数、第1・10分位数などがあります。

第1・20分位数というのは、データを低い方から順に並べて20等分した際の最も低い境界の所にある値を言い、例えば、全体で100のデータがある場合には、その20分の1に当たる下から5番目の所の値ということになります。

今年度の調査結果によりますと、「一般機械、自動車部品製造業」では、「第1・20分位数」が960円、「第1・10分位数」が1,015円、「第1・4分位数」が1,193円、「平均」が1,501円となっています。

基礎調査結果については以上です。

続きまして、最低賃金に関する労使協定締結状況について説明します。

特定最低賃金につきましては、御案内のとおり「関係労使のイニシアティブ」によって設定されるもので、いわゆる「労働協約ケース」として申出がなされた場合、決定される最低賃金の水準は関係労使が合意した金額が基礎となり、複数の金額の異なる協定によって申し出がなされたときは、その中の最も低い額が事実上の上限となるものとして従来から運用しております。

今ほどの説明を踏まえ、今年度の一般機械・自動車部品製造業最低賃金の改正申出に当たって提出された協定書の内容を確認いたしますと、最も低い協定額は1,041円となっております。

つきましては、この1,041円が事実上の上限となることについて御留意いただいた上で、御審議をお願いしたいと存じます。

説明は以上です。

[両角部会長] 今ほどの「労働経済等関係指標」、「基礎調査結果」及び「労使協定締結状況」について、御質問等はありませんでしょうか。

[労使各側委員] ありません。

[両角部会長] 御質問等がないようですので次に進みたいと思います。
議事8の「参考人の意見表明について」ですが、事務局からお願いします。

[河合賃金室長補佐] 審議運営事項に定める「参考人からの意見聴取等」については、労使各側から意見書の提出がなかったことを御報告いたします。

また、富山労働局では、8月23日の特定最低賃金の改正諮問に伴い、同日付けで、関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示を行いました。こちらにつきましても、意見提出期限の9月12日までに意見書の提出がなかったことを御報告いたします。

[両角部会長] 意見書の提出はなかったとのことですが、8月23日の第5回本審において、意見の提出がない場合でも審議は行うことと合意されておりますので、次の議題に進みたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[両角部会長] 異議なしとのことですので、審議を進めます。

議事9の「労使の基本的主張」に入ります。労使各側から、今年度の一般機械・自動車部品製造業最低賃金の改正審議に当たっての基本的な考えをお伺いしたいと存じます。

まず、労働者側からお願いいたします。

[黒川委員] まずは、本年度の特定最賃一般機械・自動車部品製造業におきまして、このように改正審議を行えることに対しまして、敬意を表するとともに感謝を申し上げたいと思っております。それぞれの立場で真摯な討議、そして最終的には全会一致及び年内発効に向けた議論が進むことをお願いを申し上げたいと思っております。経済情勢・企業環境そして、労使のおかれている環境については、皆さんそれぞれの立場で御認識のとおりだと思っております。昨年、コロナ禍ということで企業業績も非常に厳しい中、ようやく世間が動き出したということで、今年の春闘では非常に大きな賃上げが行われたと思っております。背景とすれば、企業物価が大きく引き上がっていると、いまだに継続的に引き上がっている状況でもあるわけですが、そんな中でこのものづくり製造業においての人材確保、優秀な人材の取り合いという状況の中では、初任給を中心に過去にない賃金の引上げが行われたと思っております。少子高齢化の中では、この状況がますます厳しくなっていく状況だと思っておりますし、今までデフレ下の中で日本の賃金が上がってこなかった状況で、今後将来を見据える中で、賃金・物価も継続的に上がっていく社会背景を考えながら、この先の賃金への取組をしていかななくてはならないのかなと思っております。企業業績につきましては、企業物価のほうが引き上がっている状況の中では、やはり厳しい面もあると思っておりますけれども、それぞれ企業の中で、例えば価格転嫁

の取組ですとか、少しずつ結果が出ているのかなと認識しております。当然、賃金を引き上げるに当たっては、企業業績が強固なものでないと、なかなか引き上がらないという背景があると思っておりますけれども、やはり企業が厳しい中でも、人材確保という観点では、賃金を上げざるを得ないという中小企業の背景も理解をしていると思っております。賃上げということですと、例年よりも本当に大きな額の引上げがあったと思っております。連合富山内の集計では8,836円、3.50%で、対前年比3,811円のプラス、1.51%のプラスということで、昨年を大きく上回る水準となりました。金属産業に限定すると9,901円、4.0%ということで、全体水準を上回る引上げが行われたという状況であります。もっと絞ってJAMの集計になりますが、JAMのものづくり製造業の労働組合の集まりでございまして、その中で特に中小企業ということになりますと、やはり大手さんが12,175円、4.35%引き上げているのに対して、中企業の引上げというのは、やはりこの間の企業物価の高騰もございまして8,379円、3.52%ということで、少し低位になっているかと思っております。それでも対前年比にしてみれば3,108円、1.27%プラスということで、中小企業は経営が苦しい中ではありましたが、前年以上の賃金の引上げをしていただいたということです。この状況の中で、自動車・一般機械産業全体として、春闘での賃上げをサプライチェーン含めた自動車一般産業へどう波及させていくかということが、非常に重要だと思っております。労働組合の交渉では、このような結果が出ておりますが、労働組合の無い会社も含めて、このものづくり産業は、サプライチェーンでつながっておりますので、それぞれの企業がしっかり人材確保し、企業存続をしていけるように、この最低賃金の取組もつなげていく必要があると思っております。併せて初任給の大幅引上げに対して、同一労働同一賃金という考え方も昨今出ております。仕事内容に見合った賃金の水準設定ということであれば、初任給に近い最低賃金の設定も非常に重要になってくるかなと思っております。併せて企業環境であれば、これまでコロナ禍で大きく落ち込んだ中で回復基調ということで、北陸財務局富山財務事務所7月-9月のBSI値を確認すると、26.1ポイントということで堅調な回復が見られると認識をさせていただいております。先行きについては少し不透明感がありますけれども、併せて中小企業であれば少し遅れはあるものの、同様の回復傾向が見られるという状況です。そういった状況の中で、やはりこれを企業業績にもつなげていくということで、企業の体質強化ということでは価格転嫁の取組もしっかりしていく必要があると思っております。これは労働組合としても、自分たちの賃金を上げるためにしっかり企業と連携を図って、取組の強化をしていこうと連携を図ってございまして、まずもってパートナーシップ構築宣言ということであれば、富山県は今日現在785社で、近県の状況をみても非常に多くの会社さんに御理解をいただいて取組が進んでいるのかなと思っております。ちなみに石川県は449社で、新潟県は435社ということで、いかに富山県規模の中での785社はしっかりと企業側の御理解の中で進められているところが理解できるかなと思っております。これに併せてそれぞれの中小企業支援では、各種助成金等の周知が重要な課題かなと思っております。業務改善助成金・キャリアアップ助成金・富山県賃上げサポート助成金というものもラインナップいただいていると思っておりますけれども、こういった中小企業による支援強化というものも労組の課題だと思っておりますし、先日労働組合の会議ではございましたけれども、労働局の地域別最低賃金の引上げの資料を入手するに当たって、それに追従してセットで助成金申請のPRされておりましたので、併せて労働組合の幹部のほうにもそちらの支援をし、皆さんの企業ではなくて、その取引先に対して助成金のアナウンスをしてあげてほしいといった取組もさせていただきま

した。いずれにしても、一筋縄ではいかない賃上げ、今年は特に大きな地域別最低賃金の引上げ額であったと認識しております。経営側にとってはいきなり高額な金額を上げることは、非常に苦慮されたと認識しております。とはいえ、この特定最低賃金と地域別最低賃金の優位性という金額差の確保は、非常に重要な課題だと思っておりますので、最低限御理解いただく中で、緩和な引上げをお互い議論する中で結審に結びつけられたらと思っております。以上です。

〔両角部会長〕 ありがとうございます。続きまして、使用者側から基本的な主張をお願いいたします。

〔寺山委員〕 まずもって黒川委員からの主張をありがとうございました。本日のこの配席と同じように距離感は近く、お互いにこの後、特定最低賃金の審議ということになるわけですが、気持ちは同じ方向に向いていると思っております。特に先ほどもお話が出ました地域別最低賃金が今年は大幅な引上げとなり昨年が 31 円で過去最大の引上げ額であり、今年は消費者物価が注目された中、昨年以上となる 40 円の大幅引上げ額となりました。本日の特定最低賃金は、富山県の製造業の機械について審議に入っていくこととなります。それでは改めまして主張を申し上げたいと思います。今ほど地域別最低賃金という話をさせていただいたのですが、そこに少しだけ触れさせてください。今年の地域別最低賃金は、全国 47 都道府県のランク区分が 4 ランクから 3 ランクに変更され早期に加重平均 1,000 円を目指すことを基に各地方の審議会でも慎重且つ丁寧に審議をした結果、どれも中央目安引上げ額を下まわったところはありませんでした。これは労使ともに日本の経済、そして日本の国力を高めていこうという思いからだと思っております。本日から開始される特定最低賃金は、中央の目安もございませんし、なにより企業を取り巻く経営環境・経営実態を十分踏まえていただいて、この後、審議をさせていただければと思っております。我々も全会一致については、労側の皆さまと同じ思いであります。これまでは審議会の日程調整で、3 回審議あるいは予備日と設けていただいておりますが、これまではお互いの立場から主張を繰り返してきました。ただ地賃がこれだけ上がってきた中、そして地賃と特賃の関連性も含めて、これから慎重な審議の中で、本音で、実行・実態のある話をさせていただきたいと考えております。少し経済状況について、数字も含めてお話させていただきます。これは公表値に基づいてとなりますが、先ほど黒川委員からもお話いただいたところと重複するかもしれませんが、まず富山県の経済の概況についてです。財務省北陸財務局 9 月 28 日の最新の公表になります。前月の 8 月に引き続き総合判断では、最近の経済動向をみると持ち直しているとなっております。ただ、生産項目になりますと足踏みの状態であるといった公表になっております。また同じく財務省北陸財務局 9 月 13 日に公表されました BSI 7 月 - 9 月の第 2 四半期は全産業と製造業を時系列で見ますと、全産業及び製造業ともに BSI 値は、先ほどもお話がありましたがプラスになっております。ただ前年度のマイナス数値からは回復基調とは言えますが、この BSI は短年、四半期毎ではなくて、過去からの推移をみて判断をしたいと思っております。全産業・製造業ともこの先は少し厳しい下降状況になっております。例えば数値で申しますと、全産業の BSI 第 2 四半期の 9 月期は 14.0、3 か月後の 12 月期 10.1、やや下がっております。翌年の 3 月は 0.8 という景況感の数値での推移となっております。同じく製造業の BSI は 9 月期 26.1 とプラスの数字になっております。これが 3 か月後の 12 月期では

13.0、そして翌年の3月期になりますと4.3、この推移でいきますと鈍化傾向で、今現在をミクロ的にとれば非常に回復はしておりますが、この先は少し下降気味の厳しい状況になるとこの数値は物語っているかと思っております。確かにプラスになるのは、前年に対してということではコロナの非常に厳しい時から見ればプラスに転じるのは当然です。また、現在、原材料等の高止まり、先行き不透明なこの経営環境・市場環境からしますと、先ほどもおっしゃっていた適切な価格転嫁、こういったことがサプライチェーン全体でうまく機能しないと、なかなか企業も無い袖は振れないというような状況も御理解をいただけているところだと思っております。消費者物価というもう一つの今年のトレンドのキーワードで、先ほど黒川委員からもお話いただいたように、消費者物価と同様企業物価も同じように高止まりをしております。同じような土俵で語ることはできないのかもしれませんが、先ほどのサプライチェーン全体での適切な価格転嫁がうまく機能するまでは、この企業物価は企業に対して収益の足かせになっていると言えるかと思えます。いずれにしても当審議会では賃金の対象となるのは、地域経済を下支えしていただいている下請け取引を含めての方々、まだまだ価格転嫁がなかなか弱い部分の企業さんでもあります。まずは賃上げの原資を確保するための生産性の向上を含めて改善していくことが大前提だと思っております。私どもも企業の皆さんの事業継続、そして雇用維持を最優先することがもちろんでございますので、この後、御理解をいただきながら、冒頭に申しました全会一致、そして今日の距離感と同じように気持ちを近くして、この後の審議を慎重に進めていただきたいと思いますと思っております。私からは以上です。

[両角部会長] ありがとうございます。今ほど労使各側から基本的な考え方について御説明をいただきました。それぞれ補足や質問等がございましたら、御発言をお願いいたします。

[労使各側委員] ありません。

[両角部会長] 続いて、議事10の「金額等審議」に入りたいと思います。このまま全体の場で審議してよろしいですか。それとも、個別にお話をお伺いしますか。

[労使各側委員] 個別でお願いします。

[両角部会長] それでは、個別折衝に入ります。まず、労働者側からお話を伺いますので、使用者側の委員はお呼びするまで、控室でお待ちください。

(個別折衝)

[両角部会長] 部会を再開いたします。

労使各側から十分に御意見をお伺いしましたが、本日は第1回目の審議でしたので、双方の主張にはまだ隔たりがございます。

しかしながら、今後調整の余地もあろうかと思っておりますので、日を改めて再度審議したいと存じますが、いかがでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[両角部会長] それでは、次回は10月20日(金)午後1時30分から開催し、改めて審議したいと存じます。全会一致で結論が得られますよう、各側委員の御協力をよろしくお願いいたします。

そのほか何かございますでしょうか。なければ、本日の審議は以上で終了いたします。

なお、本日の専門部会の議事録確認担当委員には、私のほか、

労働者代表委員からは、黒川委員

使用者代表委員からは、寺山委員

のお二人をお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[両角部会長] それでは、黒川委員と寺山委員には、後日、本専門部会の議事録を御確認いただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

本日は、お疲れ様でした。